SURE 静岡大学学術リポジトリ
Shizuoka University REpository

「令和の日本型学校教育」における特別活動の可能性と課題

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-12-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 上地, 香杜, 藤井, 基貴 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00028496

「令和の日本型学校教育」における特別活動の可能性と課題

Possibilities and Challenges of Special Activities in "Japanese Style School Education in Reiwa"

上地　香杜[1]，藤井　基貴[2]
Koto　KAMIJI,　Motoki FUJII

（令和 3 年 11 月 30 日受理）

The purpose of this paper is to point out the possibilities and challenges for special activities in the future based on the report issued by the Central Council for Education in January 2021. In the report, a new way of school education was proposed as “Japanese Style School Education in Reiwa”. This paper examines the relationship between special activities and the “Japanese Style School Education in Reiwa”. As a result, the collaborative learning in the concept of “Japanese Style School Education in Reiwa” presented in the report is highly consistent with special activities, and can be considered as an important indicator for the future of special activities. On the other hand, in addition to the problem of separating special activities from other subjects and domains, which has been pointed out in the past, the question of how to maintain the uniqueness of special activities by making subjects and domains more flexible is a future issue.

１．はじめに

2021 年 1 月、文部科学省は「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現（答申）」を出した。これにより「令和の日本型教育」の実現に向けて、教育界ではさまざまな改革が進められつつある。なかでも、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を両立させるための教育課程、教育方法の工夫が学校および学界において中心的な論点となっている。本研究はこうした動向のなかにあって、これからの学校における特別活動の課題と期待される役割について示唆を得ようとするものである。そのために特別活動領域において、これまでに主としてどのような課題と向き合ってきたのかを整理するとともに、新たな改革に向けて、これからの特別活動に求められる役割について検討する。具体的作業として、まず学習指導要領における特別活動の記載や位置づけの変遷を整理し、その上で特別活動に関する研究の中心となってきた日本特別活動学会の学会誌をレビューすることで各時期の課題状況を分析する。あわせて 2017 年に策定された教職課程コアカリキュラムへの日本特別活動学会の対応についても言及し、教職課程における位置づけについて考察する。これらの作業の上で、最終的に「令和の日本型教育」への接続に向けた特別活動領域の課題と可能性について検討する。

[1] 静岡大学教職センター
[2] 静岡大学教育学部学校教育系列

２．学習指導要領における特別活動の変化

まず、学習指導要領上における特別活動の位置づけと内容について整理するために、学習指導要領上の特別活動の変遷を概観し、現行の学習指導要領における特別活動の位置づけを確認する。

特別活動が現行のように教育課程の 1 つの領域となったのは、1968 年の学習指導要領改訂時（第 3 次改訂）に遡る。それまで、自由研究（1947 年学習指導要領試案）、教科以外の活動（1951 年第 1 次学習指導要領改訂）、特別教育活動（1958 年第 2 次学習指導要領改訂）といった名称が用いられ、それぞれの時期で領域の改訂が行われた。特別活動として、教育課程の一領域を担うようになった 1968 年の第 3 次改訂からは、都度の学習指導要領の改訂によって、特別活動の内容が具体化されることとなる。1977 年の第 4 次改訂では、小学校・中学校・高等学校のすべてで特別活動の名称が使用されるようになり、1989 年の第 5 次改訂では特別活動の内容が学級活動・児童会活動・クラブ活動・学校行事の 4 領域として設定され、この領域区分は現行の学習指導要領まで継続されている。続く 1998 年の第 6 次改訂では、「新しい学力観」が提示されるに伴って、「総合的な学習の時間」（以下、総合学習）が新設されることとなった。これによって、既存の特別活動や道徳と新設された総合学習については内容上の重複が生じることとなる。それらの領域･活動をどう区分けするのかについては今日まで明確な判断は保留され、継続して審議が重ねられている状況にある（趙 2017）。また、2008 年・2016 年の改訂では、特別活動の内容自体に大きな変更は加えられなかった。

次に、現行（2016 年改訂）の特別活動の目標を確認する。特別活動の目標は、学習指導要領にて表 1 のように示されている。

表 1　学習指導要領における特別活動の目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ，様々な集団活動に自主的，実践的に取り組み，互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して，次のとおり資質・能力を育成することを目指す。 (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し，行動の仕方を身に付けるようにする。 (2) 集団や自己の生活，人間関係の課題を見いだし，解決するために話し合い，合意形成を図ったり，意思決定したりすることができるようにする。 (3) 自主的，実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして，集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに，自己の生き方についての考えを深め，自己実現を図ろうとする 態度を養う。

（出典：平成 29 年告示　学習指導要領　特別活動　目標）

上記の目標について、小学校では「『人間関係形成』『社会参画』『自己実現』の三つの視点に基づき、各活動・学校行事を通して育成を目指す資質・能力を明確化し、そのために重視する学習過程を明確化」することが改訂のポイントとなった（安部 2018）。なかでも、特別活動の内容の 1 つである学級活動は従来の（1）学級や学校の生活づくりと、(2）日常の生活や学習への適応及び健康安全の 2 つの項目から、(1）学級や学校における生活づくりへの参画、(2）日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全、(3）一人一人のキャリア形成と自己実現

の 3 つの項目へと区分された。また、学級活動の学習過程については、図 1 のように問題の発見・確認、解決方法等の話合い、解決方法等の決定、決めたことの実践、振り返りという 5 つのステップが示された。このように問題解決的な学習サイクルが例示として示されたことも特筆される。そもそも特別活動及びその他の教科外活動にあっては、各教科等との連携・往還による領域横断的なカリキュラム開発が一層求められる状況にある。各教科等で学んだことを活用しつつ、「実生活や実社会で生きて働く汎用的な力」を身につける時間として、特別活動の時間枠をどのように活用できるかが、カリキュラム・マネジメントの実施においても課題となる。

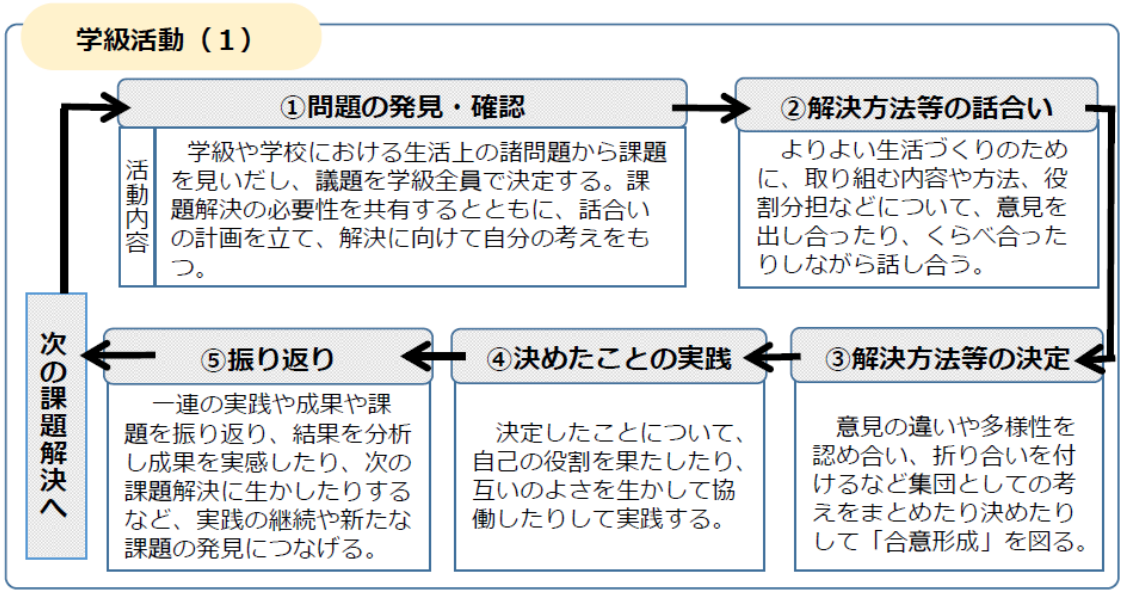

図 1　学級活動にける学習過程の例 (1)

中学校の特別活動においては、小学校より集団活動に重きを置かれている（長田 2019）。小学校の学習過程で重視されていた 5 つのステップにおける「解決方法の決定」の段階について、中学校では（クラス）集団における合意形成の経験を積むことで、集団における意思決定と合意形成のプロセスを学習することが目指される。

あわせて、小学校・中学校・高等学校の特別活動では、キャリア教育との接続も一層重視されるところなった。学級活動の内容の一つに「一人一人のキャリア形成と自己実現」が盛り込まれていることからも明らかなように、特別活動を「キャリア教育の要」として位置づけることによって、特別活動の持つ自己実現、社会参画、人間関係形成の視点を学校教育全体に波及させつつ、小学校から高等学校へと一貫したキャリア教育を充実させようとしている。このことから今後の学校における特別活動はキャリア教育の推進という点において少なくない役割を負っているということもできよう。

３．特別活動に関する学術的な動向

次に、特別活動に関する学術的な動向として日本特別活動学会の動向に注目し、そこでの議論の経緯を整理することで、特別活動に関する学術的な動向を整理する。

（1）『日本特別活動学会紀要』の特集論文の動向

日本特別活動学会は、1992 年に発足し、2021 年 8 月現在 576 名の会員が在籍している。会員は大学教員等の研究者のほかに、学校教員等の実践者も多く在籍しており、年に 1 回の学術大会の開催、実践者向けの研究会の開催、学術雑誌『日本特別活動学会紀要』の発刊を主な活動としている。

今回、特別活動に関する学術的な動向を整理するために着目したのは、学術雑誌『日本特別活動学会紀要』における特集論文である。『日本特別活動学会紀要』は、特集論文、研究論文、実践論文、図書紹介の 4 項目から構成されている。特集論文では、毎号テーマが設定されており、4 本から 5 本の論文が掲載される。特集論文のテーマは紀要編集委員会が設定しているため、特集論文をみることで、そのときどきで学会が向き合ってきた特別活動の主要な課題を把握することもできる。以下では、特集論文のテーマと各論文タイトルをもとに、特別活動の学術的動向を整理してみたい。

表 2 として、『日本特別活動学会紀要』第 1 号（1993 年発刊）から第 28 号（2020 年発刊）までの特集論文のテーマを一覧にして示した。学会の創成期ともいえる第 1 号から第 3 号では特別活動の課題や意義について議論がなされている。この時期は、特別活動の領域が現行の 4 領域になった時期と重なり、特別活動の実施体制が整備された時期にあたる。その後も、第 5 号（1995 年）、第 6 号（1997 年）、第 7 号（1999 年）、第 9 号（1999 年）、第 15 号（2007 年）、第 21 号（2013 年）、第 24 号（20016 年）でも特別活動自体の意義や課題がテーマに設定されており、繰り返し特別活動の意義が検討されていることがわかる。一方、「いじめ」（第 4 号・1995 年）、「豊かな人間性」（第 11 号・2003 年）、「心の教育」（第 14 号・2006 年）といった個別の教育問題についてテーマ設定がなされることもあった。また、学習指導要領をテーマとした号が 3 つ（第 17 号・2009 年、第 26 号・2018 年、第 27 号・2019 年）あり、学習指導要領の改訂をふまえ、特別活動の在り方の再検討が試みられている。その他、特別活動の国際的な動向や、特別活動に固有なテーマ（例えば、集団と個など）も設定されている。

表 2 『日本特別活動学会紀要』特集論文のテーマ一覧

出版年	号	特集タイトル	掲載論文数
1993	1	特別活動の今日的課題（1）特別活動の課題と展望	5
1993	1	特別活動の今日的課題（2）学校週五日制と特別活動の実践	5
1993	2	特別活動の意義の再確認と実践課題	5
1994	3	集団活動育成の意義と課題	5
1995	4	「いじめ」への対応ー特別活動の役割ー	6
1996	5	これからの教育課程における特別活動のあり方	4
1997	6	これからの学校像と特別活動：その役割と課題	3
1999	7	特別活動の現状と今後の課題	4
2000	8	個と集団の新たな関係	4

2001	9	21 世紀を迎える特別活動ー教師の意識改革をどう進めるかー	4
2002	10	学会創立 10 周年特別特集	4
2003	11	豊かな人間性を育てる活動の創出ー特別活動はどうかかわるか	3
2004	12	これからの特別活動研究をどうすすめるか	4
2005	13	豊かな人間性・社会性を育む特別活動	7
2006	14	特別活動と心の教育	4
2007	15	これからの特別活動の創造	3
2008	16	戦後教育における特別活動の成果と展望	5
2009	17	新学習指導要領のもとでの特別活動の実践課題は何か	5
2010	18	豊かな学校生活を築く特別活動	5
2011	19	これからの学校づくりをどう考えるかー特別活動からの提言	3
2012	20	特別活動研究の新たな 10 年に向けてー改めて特別活動の存在意義を問うー	5
2013	21	特別活動研究・実践の今日的課題ー「学級づくり」と「学校づくり」の視点からー	5
2014	22	特別活動がはぐくむ能力・態度とは何か	5
2015	23	学級・学校文化をつくる特別活動の構想	5
2016	24	楽しく豊かな学級・学校生活をつくる特別活動の成果と課題	5
2017	25	特別活動に関する研究と実践の往還	3
2017	25	Tokkatsu の国際的潮流	2
2018	26	学習指導要領を読み解く	5
2019	27	学習指導要領（高等学校）を読み解く	3
2020	28	校種をつなぎ持続する特別活動	4

次に、各特集論文として執筆された論文タイトルについてテキストマイニングによる分析を行った。テキストマイニングとは,「コンピュータによってデータの中から自動的に言葉を取り出し、さまざまな統計手法を用いた探索的な分析」（樋口 2014，p.1）を行うものである。テキストマイニングを行うことによって、テキストデータを客観的に観察可能な状態とすることが可能となる。本稿では、論文タイトルのデータをもとにして（対象論文数 130 本）、共起ネットワーク図を作成した。（図 2 参照）共起ネットワークとは、「出現パターンの似通った語、すなわち共起の程度が強い語を線で結んだネットワーク」である（樋口 2014， p. 157）。そのため、図 2 におけるように線と線で結ばれている語句は、出現パターンに関連があるものとして捉えることができる。

図 2 で示されるように、共起ネットワークにはいくつかのパターンが見られた。まず、右側

に位置するパターンでは、最も出現数が多いのは「特別活動」であり、そこから「課題」「実践」「意義」とつながり、「学級活動」「小学校」「中学校」といった研究対象について、そして「育てる」「豊か」「築く」「学校生活」「観点」といった語句とつながっていた。これは各論文において、特別活動において学級活動についての議論や学校段階ごとの議論がなされ、特別活動としてどのような活動をするのかといったことが議論されていると考えられる。一方、左側に位置するいくつかの小グループでは、「教育」「視点」「能力」「育成」「活動」「自治」と「はぐくむ」がつながっており、特別活動で育成したい事柄が読み取れる。ほかにも、「学校」「学級」が「つくる」とつながり、「合う」「よい」「生きる」「見いだす」「集団」といった語句が「学級」とのつながりを見せることから、学校・学級といった集団活動についての議論が展開されていることが示唆される。これらから、「はぐくむ」「育てる」「築く」といった教師から児童生徒への教育的アプローチを想起させる語句や、「視点」「能力」「育成」「活動」「自治」といった特別活動の内容に関する語句がそれぞれ結びついていることから、特集論文では特別活動における能力の育成や、特別活動の実践内容について検討されていると推察される。

このことから、特別活動の学術的動向としては、特別活動の意義や課題といった理論的側面について丁寧な検討を繰り返しながら、学校・学級・集団を基にした能力の育成についての実践的な議論も行われていることが指摘できる。

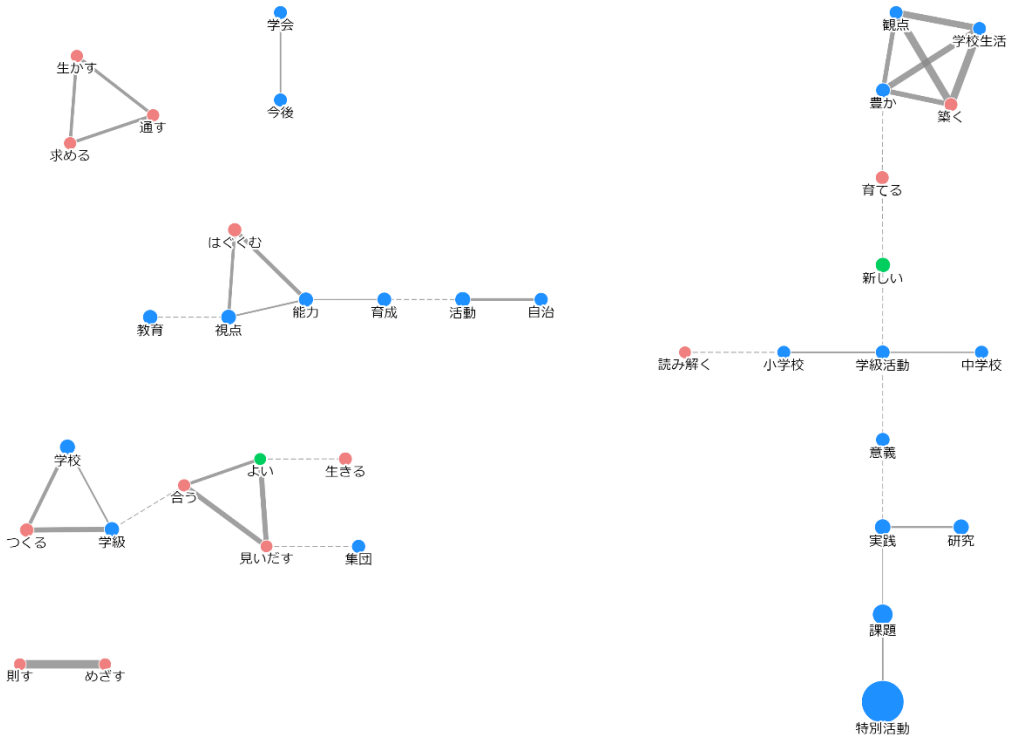

図 2　『日本特別活動学会紀要』特集論文タイトル　共起ネットワーク

（2）教職科目としての危機感

次に、大学の教職課程における特別活動科目について整理しておく。特別活動は、教員免許状を取得するために必要な科目のうち、「教職に関する科目」内の「教育課程及び指導法に関する科目」として置かれており、当該欄では教育課程の位置及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、教育の方法及び技術と合わせて 12 単位の取得が求められている [(2)]。日本特別

活動学会は、2017 年の教職課程コアカリキュラムの策定および教職課程の再認定申請（以下、再課程認定）にあたって、特別活動に関する科目が単独開講ではなく、他科目との併設もしくは 1 単位での開講となるのではないかという危機感を持つにいたり、「常任理事会緊急アピール」として「教職科目『特別活動の指導法』2 単位堅持について」と題した文書を学会ウェブサイトに公開した。危機感を持った要因は、再課程認定に関する文部科学省からの質問回答集において、従来の「特別活動の指導法」（2 単位）に代えて、「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」として、「総合的な学習の時間」との併設が作成例に示されたことによる。日本特別活動学会は、文部科学省が示す「教職課程コアカリキュラム」において示されている「特別活動の指導法」の内容を教えるためには単独で 2 単位、すなわち全 15 回の講義開講が不可欠とした。これは特別活動の単独開講を求めることを通して、特別活動の教育的意義を改めて強調するとともに、教職課程上の役割や位置づけの低下を懸念するものであった。

あわせて、日本特別活動学会は全国の教職課程認定大学と学会員を対象として、「特別活動の指導法」の開講状況についてアンケート調査を行っている。主な調査項目の一つとして、「特別活動の指導法」を 2 単位での開講がされているか（開講の予定があるか）どうかについて調査された。同アンケートの結果を表 3、表 4 にて示した [(3)]。まず、表 3 にて示した「今後、『特別活動の指導法』のみで 2 単位確保の見通しについて」では、「確保を堅持する」「確保に努める」が合わせて 48%（40 校）と、約半数を占めた。一方、表 4 にて示す通り「『特別活動及び総合的な学習の指導法』（2 単位）の設定」については、「実施する予定」としたのは 33%（29 校）であった。調査時においては、半分近くが「検討中」と回答したとはいえ、「特別活動の指導法」を単独で 2 単位開講と継続した大学が一定するにのぼったことうかがえる。

表 3　「今後、『特別活動の指導法』のみで 2 単位確保の見通しについて」

	大学数	%
確保を堅持する	14	16.7%
確保に努める	26	31.0%
確保は困難	16	19.0%
不明	28	33.3%
合計	84	100.0%

表 4　「『特別活動及び総合的な学習の指導法』（2 単位）の設定」について

	大学数	%
実施する予定	29	32.6%
実施しない予定	17	19.1%
検討中	43	48.3%
合計	89	100.0%

日本特別活動学会が実施したアンケート調査は 2017 年であり、再課程認定の準備期間でもあった。そのため、現状でどのような開講状況になっているのかは追跡調査が必要といえる。

本研究では、東海地方（愛知県・岐阜県・三重県・静岡県）に限定して、各大学のシラバスをもとに、特別活動に関する科目の開講状況を調査した[(3)]。結果は表5の通りである。教職課程を設置してる大学24校のうち、58.3%（14校）が特別活動に関する科目を単独、かつ2単位で開講していることが明らかとなった。調査対象を全国とした学会の行ったアンケートに比べると、地域性に偏りはあるが、特別活動に関する科目は単独（2 単位）での開講が過半数を占めている状況にあるといえよう。

表 5　東海地方の教職課程認定大学における特別活動に関する科目の開講状況

	大学数	%
単独で開講（2 単位）	14	58.3%
単独で開講（1 単位）	2	8.3%
複数科目で開講（2 単位）	8	33.3%
合計	24	100.0%

（3）特別活動に関わる学界の動向

上述のとおり、日本特別活動学会の取組を中心に、特別活動に関する学術的動向を整理した。日本特別活動学会は研究大会の開催や、研究会の実施、学術雑誌の発行を毎年実施しており、積極的に特別活動に関する学術的発信を行っている。学会誌における特集論文のテーマおよび各論文のタイトルから、特別活動の意義や課題について複数回にわたって検討され、特別活動の存在意義を継続的に理論及び実践の両面から重ねてきた。また、論文タイトルでは、学校・学級・集団を基にした能力の育成が中心的な研究関心として示されていた。こうした地道な取組をもとに、2017年の教職課程コアカリキュラムの策定を契機とした教職課程改革にあっては、いち早く当該分野の意義や役割を主張し、学会関係者を中心に積極的な提言や声明も行っている。このことに関連して、本研究の調査によって、管見の限りではあるが、大学の教職課程において特別活動が軽視されているという状況は見受けられないことも確認された。ただし、他領域とのすみわけが不明瞭であるといった、特別活動の位置づけをめぐる学習指導要領改訂とも連動する懸念事項についての課題は残されたままである。

４.「令和の日本型学校教育」とはなにか？

「令和の日本型学校教育」は、2019年4月の中央教育審議会における議論に端を発している。当時、文部科学大臣より「新しい時代の初等中等教育の在り方について」諮問されたことを受け、初等中等教育分科会（以下、分科会）に、「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会」（以下、特別部会）が設置された。特別部会では全19回にわたって議論がなされ、2019年12月には「論点取りまとめ」が作成された。その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が生じ、分科会・特別部会では臨時休業後における子どもたちへの支援と学校再開後の在り方について、「全国の学校教育関係者の皆さんへ」というメッセージを発表した。その後、2020年10月には「中間まとめ」が作成され、最終的に2021年1月26日に「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現（答申）」（以下、答申）としてまとめられた。答申では、社会の変化や社会の

複雑化にともなって、子どもたちの資質・能力を確実に育成する必要があることを念頭に、新型コロナウイルス感染症の影響もふまえて、2020 年代における学校教育が目指すべき姿を「すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」（中央教育審議会 2021、p.1）として、この動き全体を「令和の日本型学校教育」と名付けた。答申の中では、ICT の活用や少人数による指導体制や、新学習指導要領に基づいた、「一人一人の子供を主語にする学校教育の目指すべき姿」（中央教育審議会 2021、p.2）が示されている。

答申は、第Ⅰ部の総論と第Ⅱ部の各論に分かれており、総論では「令和の日本型学校教育」を打ち出す社会的背景や日本の学校教育の現状と課題がまとめられており、各論では 9 つの視点 (4) から、「令和の日本型学校教育」の実現に向けた具体的な方策が示されている。ここでは、主に総論部分を概観し、「令和の日本型学校教育」が目指す学校教育像を整理しておこう。

総論では、社会のあり方が劇的に変わるとされる「Society5.0」時代の到来や、新型コロナウイルスの感染拡大などによって顕著となった「予測困難な時代」を背景として、令和の日本型学校教育が思案されたことが示されている。結論として、新学習指導要領の着実な実施と ICT の活用が示されているが、答申では現状の日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きの整理から始まっている。そこでは、日本の学校教育の成果として、学習指導と生徒指導の両方を担い、教師が児童生徒を総合的に理解していることが諸外国から評価されており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大において①学習機会と学力の保障、②全人的な発達・成長の保障、③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながることができる居場所・セーフティネット）の重要性が確認された。そのうえで、学校及び教師の業務・負担の増大やそれによる長時間労働、子どもたちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめなど）、加速度的に進展する情報化への対応の遅れなどが課題として指摘された。

これらの課題を受けて、「令和の日本型学校教育」としては個別最適な学びと協働的な学びという 2 つの柱を掲げている。これは、個別最適な学びとして学習者の視点から学習を捉え直す動きと、協働的な学びとして探求的な学習や体験活動等を通じて、他者との集団活動の中での学びを共存させる考え方である。そのためには、教職員定数や専門スタッフの拡充といった人的資源の確保、ICT 環境や学校施設の整備といった物的資源の確保が必要となり、学校だけでなく地域住民との連携・協働も一層の必要性が出てくる。その際には、一斉授業か個別学習かといった二項対立の陥穽におちいらず、どちらの良さも適切に組み合わせた実践が求められてくる。とくに、ICT の活用は「令和の日本型学校教育」として個別最適な学びと協働的な学びを実現するためには「必要不可欠」であり、端末を一人一台配備し、教育実践への幅広い活用が期待されている。

５．「令和の日本型学校教育」における特別活動の捉え方・考え方

ここまで見てきたように、「令和の日本型学校教育」では個別最適な学びと協働的な学びという 2 つの柱をたて、急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力が示された。それでは、こうした「令和の日本型学校教育」への移行にあって特別活動にはどのような意義や役割が与えられるのであろうか。

まず、個別最適な学びと協働的な学びの在り方からみると、協働的な学びの在り方として、特別活動の集団活動の蓄積が有効に活用されることが予想される。例えば、答申では新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された学校の役割として、現在の日本の学校教育における成果を次のようにまとめられている。

こうした学校の臨時休業に伴う問題や懸念が生じたことにより，　学校は学習機会と学力を保障するという役割のみならず全人的な発達・成長を保障する役割や人と安全・安心につながることができる居場所・セーフティネットとして身体的，精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っていることが再認識された。特に全人格的な発達・成長の保障居場所・セーフティネットとしての福祉的な役割は日本型学校教育の強みであることに留意する必要がある。（中略）なお，臨時休業からの学校再開後には，限られた時間の中で学校における学習活動を重点化する必要が生じたが，そのような中でもまず求められたのは，学級づくりの取組や，感染症対策を講じた上で学校行事を行うための工夫など，学校教育が児童生徒同士の学び合いの中で行われる特質を持つことを踏まえ教育活動を進めていくことであり，これらの活動を含め，感染症対策を講じながら最大限子供たちの健やかな学びを保障できるよう，学校の授業における学習活動の重点化や次年度以降を見通した教育課程編成といった特例的な対応がとられた。このように我が国の学校に特徴的な特別活動が，子供たちの円滑な学校への復帰や，全人格的な発達・成長につながる側面が注目された。

（中央教育審議会 2021、p.7。下線部は筆者により加筆。）

このように、特別活動の中心的対象である集団活動としての学級活動の強みが今後の教育実践の中で生かされる可能性が十分にある。2016 年改訂の学習指導要領の解釈（長田 2019）においても、児童生徒の居場所は教職員が作り出すことが重視されており、特別活動という教科外の取り組みとして、学級活動や児童・生徒会活動、学校行事を通した全人格的な発達・成長の重要性が高まると考えられる。

加えて、特別活動におけるキャリア教育の重要性についても答申では明記されている。

新学習指導要領において育成を目指す資質・能力のうち，「学びに向かう力，人間性等」については，主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や，自己の感情や行動を統制する力，よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等を育成することとされている。また，児童生徒が，学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら，社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう，特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて，キャリア教育の充実を図ることとされている。

（中央教育審議会 2021、p.41。下線部は筆者により加筆。）

ここでは、「キャリア教育の要」として特別活動が明記されている。キャリア教育は、小学校から高等学校まで一貫して実施されるものではあるが、特別活動はそれぞれの学校段階を縦につなぐ役割と、各学校段階において教科や他領域の実践を横につなぐ役割（長田 2019）の 2

つの機能を担うこととなる。すなわち、「令和の日本型教育」改革にあって、特別活動は「キャリア教育」の充実に資する領域としての役割が一層強化されるといえよう。

一方、これらの特別活動の強みに対して、他領域との関係性やすみわけといった課題は依然として残されている。

> *また，キャリア教育の充実に当たっては，小学校から高等学校までを通じ，各教科等での指導を含む学校教育全体でその実践を行いつつ，総合的な学習の時間において教科等を横断して自ら学習テーマを設定し探究する活動や，特別活動において自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら，自身の変容や成長を自己評価する学習活動などを充実していくことが求められる。*
> （中央教育審議会 2021、pp.41-42。）

> *また，学習指導要領のねらいとする資質・能力の育成と，一定の総授業時数の確保 による教育の機会均等の観点を踏まえ，総枠としての授業時数（学年ごとの年間の標 準授業時数の総授業時数）は引き続き確保した上で，教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習の充実等に資するよう，カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅の拡大の一環として，教科等の特質を踏まえつつ，教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設けるべきである。*
> （中央教育審議会 2021、p.44。）

上記に示した箇所でも、総合的な学習の時間とのすみわけについて例示されているが、これだけで特別活動の領域の固有性を説明できるものではない。これからの特別活動領域は「キャリア教育」における要の役割を期待されつつも、領域固有な内容が明示されているわけではないことから、むしろ領域横断的なカリキュラム開発を実現する調整弁のような役割が求められることになるかもしれない。また、前節にも示したように、現状の教員養成の段階においては特別活動が単独で開講され、その意義や重要性は教職科目として伝達されていると考えられるものの、カリキュラム・マネジメントの一環として総授業時数を確保したうえで、教科等横断的な学習の在り方が施行され、教科や領域といった枠組みの弾力化も奨励されている。教科や領域という枠組みが融解していくなかで、教職課程にあっても特別活動の意義や役割をどのように見定めていくかが引き続き課題となるだろう。

６．おわりに

本稿では、特別活動と「令和の日本型学校教育」との関連について考察を行った。その結果、答申にて示されている「令和の日本型学校教育」の考え方における協働的な学びは特別活動との整合性が高く、今後の特別活動の在り方を考えるうえでも重要な指標として考えられる。一方で、従来から指摘されてきた教科や他領域とのすみわけの問題に加え、教科・領域の弾力化によって特別活動の固有性をいかに維持していくのか、という点が今後の課題として考えられる。「令和の日本型学校教育」は 2020 年代の日本の学校教育を考える上での「バズワード」と言われることもある。バズワードとは一般に多くの関係者が関心を寄せるものの、明確な定義や範囲が定まっていないことで論争を呼ぶものとされる。答申や関連文書においては、

様々な説明や児童生徒の姿が示されてはいるが、当然のことながら各教科・領域について断定的な説明や解釈がなされているわけではない。個別最適な学びと協働的な学びという 2 つの柱をどのように教育実践に落とし込み、子供の成長へとつなげていくか。そこに教育関係者及び専門家の豊かな想像力・創造力をいかに動員できるかかが問われている。

参考文献

安部恭子、2018、「小学校学習指導要領　特別活動の改訂のポイント」独立行政法人教職員支援機構「新学習指導要領編（校内研修シリーズ）」、https://www.nits.go.jp/materials/youryou/013.html、最終閲覧日 2021 年 11 月 30 日。

中央教育審議会、2021、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～（答申）」、https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf、最終閲覧日 2021 年 11 月 30 日.

趙卿我、2017、「特別活動の理論と評価」『愛知教育大学教職キャリアセンター紀要,』(2),、pp.51-60.

樋口耕一、2014、『社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展を目指して』ナカニシヤ出版。

日本特別活動学会、2017、「教職課程科目『特別活動の指導法』に関する情報提供アンケート集計結果報告書」、https://jaseatokkatsu.jimdo.com/%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%83%88%E8%AA%BF%E6%9F%BB/、最終閲覧日 2021 年 11 月 30 日。

日本特別活動学会ウェブサイト、当学会の概要、https://jaseatokkatsu.jimdo.com/%E5%BD%93%E5%AD%A6%E4%BC%9A%E3%81%AE%E6%A6%82%E8%A6%81/、最終閲覧日 2021 年 11 月 30 日。

長田徹、2019、「中学校学習指導要領　特別活動の改訂のポイント」独立行政法人教職員支援機構「新学習指導要領編（校内研修シリーズ）」、https://www.nits.go.jp/materials/youryou/031.html、最終閲覧日 2021 年 11 月 30 日。

文部科学省ウェブサイト、「令和 2 年 4 月 1 日現在の教員免許状を取得できる大学」、https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/1286948.htm、最終閲覧日 2021 年 11 月 30 日。

文部科学省ウェブサイト、「教員免許状取得に必要な科目の単位数・内訳」、https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1337063.htm、最終閲覧日 2021 年 11 月 30 日。

註

(1)　安部（2018）より引用。

(2)　中学校教諭一種免許状の場合。出典は、文部科学省ウェブサイト、「教員免許状取得に必要な科目の単位数・内訳」、https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1337063.htm、最終閲覧日 2021 年 11 月 30 日。

(3)　表 3、表 4 の数値については、日本特別活動学会が実施した「教職課程科目『特別活動の指導法』に関する情報提供アンケート集計結果報告書」より引用し、表は筆者が作成した。

(4)　2020 年 4 月 1 日現在において小学校教諭の教員免許状を取得できる大学のうち、東海地方（愛知県・岐阜県・三重県・静岡県）にある大学におけるシラバス検索を用いて各大学の科目を調査した。対象は 29 大学であり、そのうちシラバスが公開されていた 24 大学を分析対象とした。なお、小学校教諭の教員免許状が取得できる大学は、次のウェブサイトを参照した。文部科学省、「令和 2 年 4 月 1 日現在の教員免許状を取得できる大学」、https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/1286948.htm、最終閲覧日 2021 年 11 月 30 日。

(5)　9 つの視点とは、1. 幼児教育の質の向上について、2. 9 年間を見通した新時代の義務教育の在り方について、3. 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について、4. 新時代の特別支援教育の在り方について、5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について、6. 遠隔・オンライン教育を含む ICT を活用した学びの在り方について、7. 新時代の学びを支える環境整備について、8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について、9. Society5.0 時代における教師及び教職員組織の在り方について、である。（中央教育審議会 2021）